賃金控除に関する協定書

記入例

株式会社見本商事（以下「会社」という。）と、従業員代表　見本 花子（以下「従業員代表」という。）は、労働基準法第24条第1項ただし書に基づき、賃金の控除に関し、次のとおり協定する。

第1条（控除する日と項目）

会社は、毎月25日、賃金を支払う際に、次に掲げるものを控除して支払うことができる。

- 社宅の家賃
- 親睦会の会費
- 社内販売の購入代金

第2条（有効期間）

この協定は、2027年4月1日から有効とし、いずれかの当事者が30日前までに文書で破棄を通告しない限り効力を有する。

2027年3月15日

会社　株式会社見本商事　代表取締役　見本 太郎

従業員代表　販売課　主任　見本 花子

このサイトの例です。条文と労働局の協定書の例が定めている事項だけを並べています。日付・日数・時刻は会社で決めて書き入れます。